

答申（案）

諮問第 2 0 2 3 号

「放送システムに関する技術的条件」
のうち

「衛星放送用受信設備に関する技術的条件」

のうち

「2224.41MHz 以上 3223.25MHz 未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」

諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」のうち「衛星放送用受信設備に関する技術的条件」のうち「2224.41MHz 以上 3223.25MHz 未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」についての一部答申

「2224.41MHz 以上 3223.25MHz 未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」については、以下のとおりとする。

1. 対象となる設備の範囲

11.7GHz を超えて 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送用の受信設備であって、衛星放送を受信するための空中線（アンテナ）、宅内の配信用設備（宅内での配信による損失を補うために電波を増幅する増幅器（ブースタ）、配線（ケーブル）及び各戸や宅内の各部屋へ電波を分配する分配器や受信機に接続するための端子（コネクタ）その他の配線のために必要となる器具）及び受信機（受信機出力端まで）から構成される範囲とする。

2. 対象とする中間周波数

対象とする中間周波数は、2224.41MHz 以上 3223.25MHz 未満とする。

3. 副次的に発する電波の限度

副次的に発する電波の限度は、任意の三三・七五六一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）四九・一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値とする。

なお、この値は、「無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び 測定方法を定める件（平成 11 年郵政省告示第 300 号）」に示す方法により電界強度に換算した場合、三メートルの距離において毎メートル四六・二デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）に相当する。

4. 測定方法

別紙に示すとおり。

5. 経過措置

今般、新たに導入する規制であり市場の激変緩和を考慮し、規定の施行 について、半年程度の猶予期間を設けることが適当である。また、既に設置されている衛星放送用受信設備に対しては、一定程度の経過措置を設けることが適当である。

衛星放送用受信設備の副次的に発する電波の測定方法

一 試験場の条件

試験場（無線局が発射する電波の電力又は電界強度を測定する場所をいう。以下同じ。）は、次の各号の条件に適合すること。

- 1 試験場は、周囲に電波を発射する物体がなく、かつ、長径六メートル、短径五・二メートルのだ円の範囲内に測定の障害となる金属物体がない平坦な場所であること。なお、試験場には、電波吸収体や電波の透過性のよい材質による覆いが施設された試験場（以下「代替試験場」という。）を含むこととする。
- 2 試験場において測定される電波の電界強度（被測定機器が発射する電波以外の電波のものに限る。）は、測定器により測定した場合、規定する漏洩の上限値より一〇デシベル以上低いこと。
- 3 試験場は、測定結果に対する反射の影響が小さくなるよう留意されたものであること。

二 被測定機器の設置条件

被測定機器は、次の条件により設置すること。

- 1 木その他の絶縁材料により作られた高さ一・五メートルの回転台（以下「回転台」という。）の上に被測定機器を設置すること。
- 2 被測定機器は、電力又は電界強度の測定値が最大となるよう設置すること。

三 測定器の条件

測定器は、次の条件に適合すること。

- 1 スペクトルアナライザは平均値表示が可能であること。
- 2 スペクトルアナライザは分解能帯域幅を、一〇〇kHz、三〇〇kHz 及び一 MHz に設定できるものであること。
- 3 適切な期間内に較正又は校正を受けたものであること。

四 測定用空中線の条件

測定用空中線は、次の条件に適合すること。

空中線利得が既知とされるホーン空中線であること。

五 測定の方法

試験場における各機器の配置は、別図に示すとおりとし、電力又は電界強度の測定の方法は、次のとおりとする。

- 1 被測定機器と測定用空中線との間の床面には、電波吸収体を設置する。
- 2 スペクトルアナライザの分解能帯域幅は、無変調の電波を測定する場合は一〇〇 kHz 又は三〇〇kHz に、変調された電波を測定する場合は一 MHz に設定し、測定周波数帯幅及び掃引時間を適切に調整する。
- 3 被測定機器の中心位置に正対する高さに測定用空中線を垂直偏波を受信するように設置する。
- 4 回転台を回転させ電力又は電界強度の最大値を測定する。
- 5 被測定機器と測定用空中線の水平距離における測定値は、電力の測定においては被測定機器の設置位置における値、電界強度の測定においては距離三メートルの位置における値に、それぞれ補正する。
- 6 3 から 5 までと同様な方法により、測定用空中線を水平偏波を受信するように設置した場合の電力又は電界強度を測定する。
- 7 5 及び 6 の電力又は電界強度のいずれか大きい値をもつて被測定機器が発射する電波の電力又は電界強度とする。
- 8 「無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件（平成 11 年郵政省告示第 300 号）」に示す方法により電波の強度の換算を行う場合は、G（絶対利得）及び K（反射係数）の値は一を代入する。

六 その他

第一項から前項までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理となる場合は、別に認める方法によることができる。

(別図)

